

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年1月14日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桐谷 重毅
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	G Sビッグデータ・ストラテジー(欧州株)Aコース(為替ヘッジあり) G Sビッグデータ・ストラテジー(欧州株)Bコース(為替ヘッジなし)
【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券の 金額】	各コースにつき、1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年12月15日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還が決定したことに伴い、関係事項を更新するため本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正します。

下線部_____が訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

<訂正前>

(7) 申込期間

2021年12月16日から2022年6月15日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。なお、後述(12)その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ に記載する手続きを経て、信託を終了することとなった場合、申込期間は2022年1月14日までとなります。

(中略)

(12) その他

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

本ファンドにつきまして、2021年10月29日現在、本ファンドの純資産総額は各ファンドの信託約款で定められた信託契約の解約の基準である50億円を大幅に下回る状況が継続しております。本ファンドの純資産総額が長期にわたり低位に留まり、今後、効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持が困難になることが想定されることから、本ファンドの資産規模の拡大が見込めない現在の状況においては、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資するとの判断をいたしました。

つきましては、本ファンドは、2021年12月17日現在の受益者の方(2021年12月15日までに購入の申込みをされた方を含みます。)を対象に、信託終了(繰上償還)に関する書面による決議を行います。本書面決議は、各ファンドにつき、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決され、可決の場合には2022年1月27日をもって信託を終了する予定です。上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合には、書面決議の日以降、その決議の結果について、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

なお、2021年12月16日以降にご購入のお申込みをされ取得された受益権につきましては、上記の書面決議における議決権はございません。

また、Aコースにおきましては、原則として実質的な外貨建資産について対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る運用を行っておりますが、今後の市況動向や資金動向その他の要因等によっては、実質的な外貨建資産における対円で為替ヘッジが限定的になる可能性があります。

信託終了に係る書面決議の手続きおよび日程について

基準日	2021年12月17日(金)
書面による議決権の行使の期限	2022年 1月12日(水)
書面による決議の日	2022年 1月13日(木)
信託終了(繰上償還)日(予定)	2022年 1月27日(木)

なお、本書面決議の結果、2022年1月27日に信託終了(繰上償還)する場合、ご購入のお申込みは2022年1月14日まで、換金のお申込みは2022年1月18日までとします。

お申込みに際しては、上記につきご留意くださいますようお願いいたします。

<訂正後>

(7) 申込期間

2021年12月16日から2022年1月14日まで

(注) 本ファンドは2022年1月27日を以って信託を終了することとなりました。

（中略）

(12) その他

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

2017年12月12日 本ファンドの信託設定日および運用開始日

2022年 1月27日 ・信託終了（繰上償還）日（予定）

・信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

各ファンドの純資産総額は信託約款で定められた信託契約の解約の基準である50億円を大幅に下回る状況が継続しており、本ファンドの純資産総額が長期にわたり低位に留まり、今後、効率的な運用を提供するに十分な資産規模の維持が困難になることが想定されることから、本ファンドの資産規模の拡大が見込めない現在の状況においては、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資すると判断しました。

<訂正後>

2017年12月12日 本ファンドの信託設定日および運用開始日

2022年 1月27日 信託終了（繰上償還）日

第2【管理及び運営】

<訂正前>

1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

信託終了（繰上償還）に関する手続を経て、信託を終了することとなった場合、お買付のお申込みは2022年1月14日までとなります。

（中略）

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

信託終了（繰上償還）に関する手続を経て、信託を終了することとなった場合、ご換金のお申込みは2022年1月18日までとなります。

（中略）

3 資産管理等の概要

（中略）

（3）信託期間

本ファンドの信託期間は2017年12月12日から開始し、2028年3月15日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

信託終了（繰上償還）に関する手続を経て信託を終了することとなった場合、信託期間は2022年1月27日までとなります。

（後略）

<訂正後>

1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。

お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

信託を終了することとなったため、お買付のお申込みは2022年1月14日までとなります。

（中略）

2 換金（解約）手続等

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日*1受け付けます。毎営業日の午後3時*2までに、ご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

信託を終了することとなったため、ご換金のお申込みは2022年1月18日までとなります。

（中略）

3 資産管理等の概要

（中略）

（3）信託期間

本ファンドの信託期間は2017年12月12日から開始し、2028年3月15日を終了日とします。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。また、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

信託を終了することとなったため、信託期間は2022年1月27日までとなります。

（後略）